平成２９年（フ）第８８７号
京都市南区久世東土川町337番地１　洛南コーポラス　16号
債務者　石田　久江
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７１号
福岡市早良区室住団地34番106号
債務者　平山誠一郎
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３１６号
旧住所福岡県筑紫野市塔原東１丁目２番７号セジュールパルク103号
債務者　梯　　美樹
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３６１号
福岡県筑紫野市大字筑紫404番地２　タウンハウス筑紫Ｇ２号
債務者　大石アユミ
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３７３号
福岡県糟屋郡新宮町新宮東５丁目10番３－107号
債務者　山口　一英
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４０５号
福岡県糟屋郡粕屋町原町３丁目10番28号　テンハイツ105号
債務者　古川眞由美
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１４５６号
福岡市中央区白金１丁目14番14―101号
債務者　藤家　房江
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６７号
秋田市牛島東４丁目１番５号
債務者　吉田勇治郎
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２００号
山梨県甲府市国母４丁目９番11号　サンフラワーＡ、前住所山梨県甲府市大里町400番地３　ファミール大里205号室
債務者　佐藤　幸美
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
山梨県甲斐市天狗沢19番地２　ルーミー甲府46号101、前住所山梨県韮崎市藤井町駒井966番地　グランクル藤井101号
債務者　藤井　利昭
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８２号
福岡県嘉麻市中益497番地２　嘉穂中益団地173号
債務者　田代　金光
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１１８号
北海道苫小牧市桜木町２丁目14番19号ジェーハイツ桜木５　202号
債務者　成田　昭夫
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１２２号
北海道苫小牧市有明町２丁目７番24号サポート・ワン105号
債務者　平野　伸明
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１０６号
宮城県栗原市若柳字上畑岡大立３番地１
債務者　菅原　大嗣
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
福島県白河市関辺川前７番地190　サンビレッジトライアングルパークＤ棟１階103
債務者　保志　満夫
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
福島県白河市関辺川前７番地190　サンビレッジトライアングルパークＤ棟１階103
債務者　保志　東仁
1　決定年月日時　平成29年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第２７８号
岐阜県各務原市鵜沼山崎町８丁目166番地（シャトレーヌＶ202号）
債務者　富永　晴雄
1　決定年月日時　平成29年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで　岐阜地方裁判所